

呉市過疎地域持続的発展計画
(令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度))

広島県呉市

はじめに

1 計画策定の趣旨

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「旧法」といいます。）が令和3年（2021年）3月31日限りでその効力を失い、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「新法」といいます。）が新たに制定され、令和3年（2021年）4月1日に施行されました。

本市の過疎地域の持続的発展に関する施策について、過疎対策事業債等の財政措置を受けながら総合的かつ計画的に推進するため、市全体のまちづくりの計画である第5次呉市長期総合計画との整合を図りながら、新法に基づく呉市過疎地域持続的発展計画を策定するものです。

2 対象区域

新法第3条第1項第1号の規定により旧下蒲刈町、旧蒲刈町、旧豊浜町、旧豊町、旧倉橋町及び旧音戸町の区域を、同項第4号の規定により旧川尻町を対象とします。

目次

1 基本的な事項	
(1) 概況	1
ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	
イ 過疎の状況	
ウ 社会経済的発展の方向性の概要	
(2) 人口及び産業の推移と動向	6
(3) 行財政の状況	9
ア 行財政の状況	
イ 施設整備水準等の状況	
(4) 地域の持続的発展の基本方針	12
ア 方向性	
イ 基本的な施策	
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	14
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	16
(7) 計画期間	16
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	16
2 移住・定住、地域間交流の促進、人材育成	17
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
3 産業の振興	19
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 産業振興促進事項	
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	
4 地域における情報化	31
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
5 交通施設の整備、交通手段の確保促進	33
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
6 生活環境の整備	37

(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進・	41
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
8 医療の確保	43
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
9 教育の振興	44
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
10 集落の整備	47
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
11 地域文化の振興等	48
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
12 再生可能エネルギーの利用促進	50
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	51
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	

1 基本的な事項

(1) 概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(ア) 自然環境

呉市は、瀬戸内海のほぼ中央部、広島県の南西部に位置し、瀬戸内海に面する陸地部と、倉橋島や安芸灘諸島などの島しょ部で構成される気候温和で自然環境に恵まれた都市です。

面積は 352.83 平方キロメートルで、市域は東西方向に約 38.1 キロメートル、南北方向に約 33.1 キロメートルと広がっており、約 300 キロメートルの海岸線を有しています。市域全体を通じて平坦地が少なく、野呂山、灰ヶ峰、七国見山、火山を始め、標高 300 メートルから 800 メートル前後の山が連なり、地域が分断された地形となっています。

一方、こうした地形から山と海の風光明媚な自然に恵まれ、瀬戸内の美しい島々や多彩な峡谷美の景観は、貴重な観光資源として、また、市民の憩いとレクリエーションの場としても親しまれています。

(イ) 沿革

呉市は、明治 22 年（1889 年）の呉鎮守府開庁を契機に世界でも有数の海軍工廠を擁するまちとして発展しました。戦後は、昭和 25 年（1950 年）の平和産業港湾都市への再生を目指す「旧軍港市転換法」の制定により、造船、鉄鋼、機械金属、パルプ産業等の企業が進出し、瀬戸内有数の臨海工業地帯として、広島県の産業をけん引してきました。^{しょう}

平成 15 年（2003 年）から平成 17 年（2005 年）にかけての近隣 8 町（旧下蒲刈町、旧蒲刈町、旧豊浜町、旧豊町、旧倉橋町、旧音戸町、旧川尻町、旧安浦町）との合併により、美しい自然や歴史、文化、地域産業など、特色ある多くの地域資源を有することとなりました。

また、平成 27 年（2015 年）に東広島・呉自動車道が開通するなど、幹線道路の強化・充実や高速交通網へのアクセス向上などにより、医療、教育、文化や企業が集積した広島県の主要都市の一つとして発展し、平成 28 年（2016 年）には中核市へ移行しました。

(ウ) 呉市の過疎地域

旧下蒲刈町、旧蒲刈町、旧豊浜町、旧豊町で構成する安芸灘諸島は、呉市の南東部に位置する島しょ部で、南に遠く四国連峰を臨む瀬戸内海の多島美を有する気候温和で自然環境に恵まれた地域です。面積は 53.46 平方キロメートルで、地形は東西に長く平坦地の少ない地域となっています。

また、古くは海上の要衝として発展し、日本遺産に登録された御手洗重要伝統的建造物群保存地区やユネスコの「世界の記憶」に登録された朝鮮通信使関連資料などの歴史・文化が豊かであるとともに、日本の渚百選である「県民の浜」や国の天然記念物である「アビ渡来群游海面」^{ゆう}も有する多彩な魅力ある地域として市民にも親

しまれています。

近年は、みかんやレモンを中心とした柑橘栽培や、マダイやタチウオを中心とした漁業などの農水産業を中心に発展してきました。平成 12 年（2000 年）の安芸灘大橋の開通と平成 20 年（2008 年）の豊島大橋の開通によって安芸灘諸島と本土が陸続きとなり、「安芸灘とびしま海道」と名付けられ、休日には多くの観光客やサイクリスト等が訪れています。

呉市の南西部に位置する旧音戸町と旧倉橋町は、広島県の最南端に浮かぶ倉橋島にある、気候温和で自然環境に恵まれた地域です。面積は 73.21 平方キロメートルで、地形は南北に長く、急な斜面が海岸近くまで張り出し、海岸線は屈曲に富んでおり、平坦地の少ない地域となっています。

また、古くは造船や海運業で発展し、平清盛伝説が残る「音戸の瀬戸」や日本三大舟唄の一つとして知られている「音戸の舟唄」、遣唐使船を展示した「長門の造船歴史館」など、歴史・文化が豊かであるとともに、白砂青松百選である「桂浜」や「天然温泉桂浜温泉館」も有する多彩な魅力ある地域として市民にも親しまれています。

近年は、トマトやネギの生産も盛んになっています。

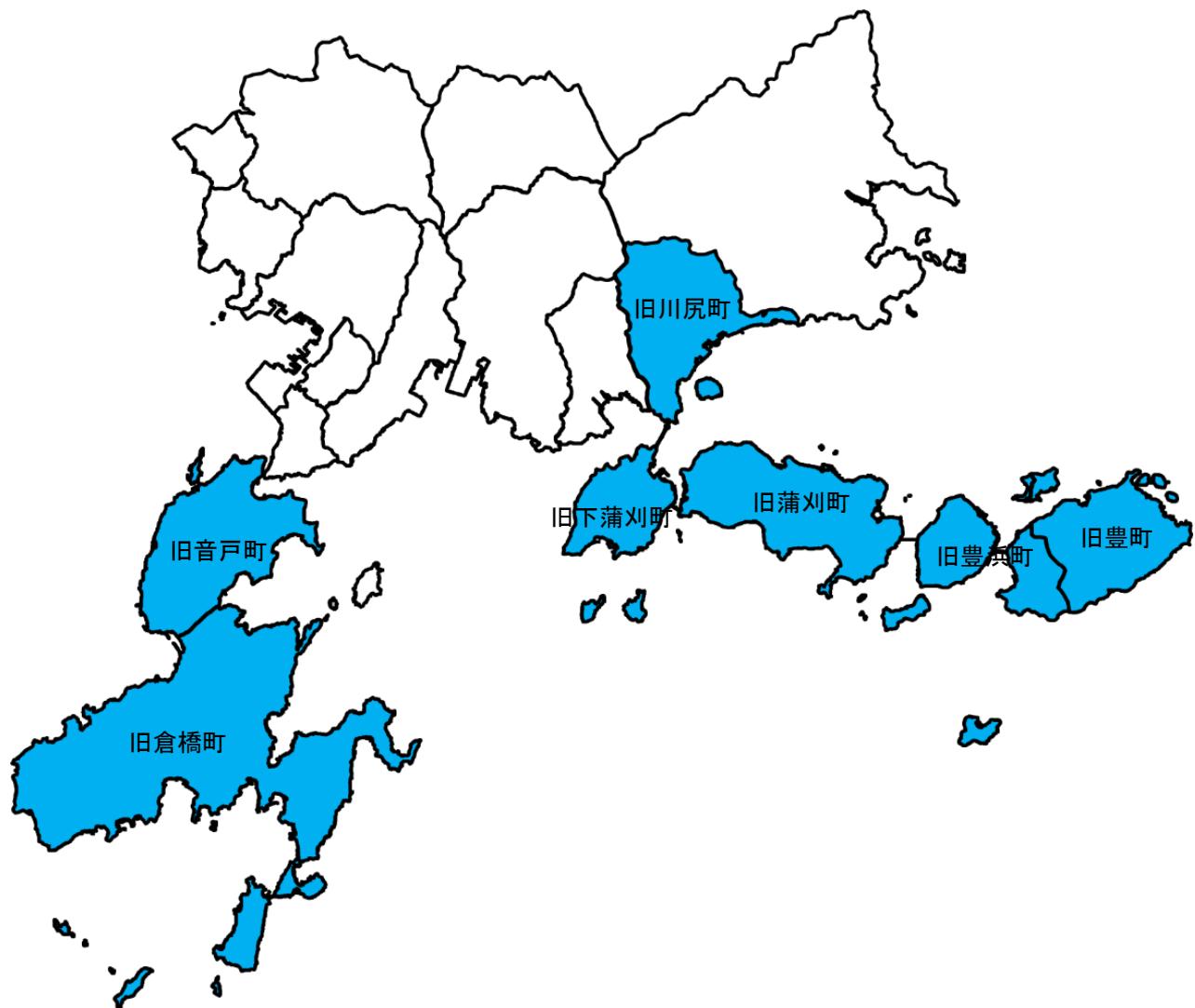
また、水産業も牡蠣、ちりめんを中心に盛んに行われており、特に牡蠣は隣接する江田島市とともに国内で有数の産地となっています。平成 25 年（2013 年）には第二音戸大橋が開通し、通勤・通学時や行楽シーズンにおける地域の渋滞緩和が図られました。

旧川尻町は、呉市の東部に位置し、南に瀬戸内海、北に野呂山を望む自然豊かな地域です。面積は 16.85 平方キロメートルで、地形は野呂山からの急な斜面が海岸近くまで張り出しており、平坦地の少ない地域となっています。

また、野呂山は「瀬戸内海国立公園」の区域に指定されており、「瀬戸内海国立公園」としては神戸の六甲山に次ぐ 839 メートルの高さを誇っています。山頂部からは安芸灘大橋や蒲刈大橋で結ばれた安芸灘諸島の多島美を一望することができ、春の桜満開時には多くの市民や観光客が訪れています。

伝統的地域産業である「筆づくり」が古くから行われており、野呂山山頂には「野呂高原ロッジ」や「野呂山キャンプ場」などの観光施設を有し、特産のイノシシの肉を使った料理が人気となっています。

【過疎地域の区域の概略図】



イ 過疎の状況

(ア) 人口等の動向

平成 27 年(2015 年)国勢調査に基づく過疎地域の人口は 31,928 人で、本市全体の人口ピークであった昭和 50 年(1975 年)国勢調査時の 57,792 人と比較すると、25,864 人(44.8%) 減少し、およそ半減している状況となっています。

特に、年少人口(14 歳以下)は、昭和 50 年(1975 年)調査時の 13,286 人と比較して、平成 27 年(2015 年)調査では 2,455 人と、10,831 人(81.5%) の大幅な減少となっています。一方、高齢人口(65 歳以上)は、昭和 50 年(1975 年)調査時の 7,673 人と比較して、平成 27 年(2015 年)調査では 14,238 人と、6,565 人(85.6%) の大幅な増加となっており、人口の減少と併せて、少子高齢化が著しく進展しています。

(イ) これまでの対策

旧法に基づき、過疎地域として指定されていた旧下蒲刈町、旧蒲刈町、旧豊浜町、旧豊町及び旧倉橋町の区域については、これまでも過疎地域自立促進計画に基づいて、住民の安全・安心な暮らしの確保、情報通信基盤の整備、農業や水産業の振興、観光の活性化による賑わいの創出、独自の歴史や文化の承継・活用による地域文化の振興、教育環境の充実による健やかな子どもの育成、更には医療の確保や高齢者サービスによる福祉の充実など、様々な分野で過疎地域の振興に取り組んできました。

具体的には、ハード面では、港湾の安全性と利便性の向上を図るための防波堤改良や、漁業の振興を図るための浮桟橋の大型化・新設・延伸、藻場の造成、地域の農業振興と生活環境維持を図るための渡海橋の耐震補強や整備など、様々な施設の改修・整備に取り組んできました。

さらに、令和 2 年度(2021 年度)からは、光通信回線の整備にも取り組んでいます。

また、観光資源もある、蘭島文化振興施設の整備・改修や重要伝統的建造物群保存地区(御手洗地区)にある建造物の修理・修景などを行い、地域文化の保存・承継、振興にも取り組んできました。

その他、住民の生命と財産を守るための消防ポンプ自動車や救急車の更新、小中学校への空調設備の設置による教育環境の充実など、幅広い分野で事業を実施してきたところです。

ソフト面では、観光振興を図るための観光客等や安芸灘地域の子育て世帯に対する安芸灘大橋通行料助成や、マラソン・自転車などのスポーツイベントの開催支援、生活交通路線・航路の維持、高齢者等の社会参加や他地域との交流を図るためのバス運賃助成、移住・定住の促進、地域医療を維持するための医師確保施策、地域のまちづくり支援など、様々な事業を実施してきたところです。

(ウ) 現在の課題及び今後の見通し

一方、上記で述べた取組を実施してきましたが、人口減少・少子高齢化の進展によって、生活面では、商店の減少や診療所の廃止などで、生活に必要な集落機能が低下するとともに、地域公共交通の維持も大きな課題となっています。

産業面では、農水産業の就業者の高齢化や後継者不足が進んでおり、これまで地域経済を支えてきた産業の衰退により、地域の活力が低下しています。更には自治会や

地域行事などの地域活動の担い手の確保も困難な状況となるなど、引き続き厳しい状況が続いています。

また、急速に進む人口減少によって、新法では、新たに旧音戸町と旧川尻町が過疎地域として指定されることとなりました。

今後も、国全体の人口が減少し、少子高齢化がますます進展していく中で、過疎地域においては、その傾向は更に顕著になると見込まれ、これまでのような地域社会の維持が困難になってくることが懸念されています。

ウ 社会経済的発展の方向性の概要

(ア) 農水産業の発展

農業分野では、農業者の高齢化や担い手不足により耕地面積の減少が進む一方で、付加価値の高い農産物の大規模生産に取り組む生産者もいます。

漁業分野では、漁業者数・保有漁船数は県内で最も多く、国内有数の生産量の牡蠣養殖や、シラス漁が盛んに営まれています。

今後も、農水産業の基盤整備、担い手の確保・育成や経営の安定化、農水産物のブランド化や養殖漁業を推進することで、過疎地域の社会経済の発展を図っていきます。

また、事業者が行う設備投資に対する市税の免除など、必要な措置を講じていきます。

(イ) 歴史・文化を活用した観光振興

過疎地域には、ユネスコの「世界の記憶」に登録された朝鮮通信使に関する資料を紹介する「松濤園」や日本遺産の構成財産であり国の重要伝統的建造物群保存地区にも指定されている「御手洗の町並み」、日本の渚百選である「桂浜」や「県民の浜」、音戸の瀬戸を切り開いた平清盛伝説を紹介する「おんど観光文化会館うずしお」、安芸灘諸島の多島美を一望することができる「野呂山」など、豊富な観光資源があります。

これらの観光資源を活用し、観光客のニーズに応じた付加価値の高いサービスを提供することで、観光客の滞在時間の延伸と観光消費額の増加を図り、観光による過疎地域の活性化を図っていきます。

(ウ) ポストコロナを見据えた取組

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、過疎地域の自然環境や生活文化の多様性が改めて注目されるとともに、テレワーク^{※1}やワーケーション^{※2}、二地域居住^{※3}などの柔軟な働き方への関心も高まっています。

このような状況を踏まえ、光通信などの情報通信技術を基盤とした、行政サービスを含めた様々なサービスのオンライン化などによって、都会にはない魅力と、都会と変わらないサービスが両立する環境を整えていきます。

※1 テレワーク:ICT^{※4}を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方

※2 ワーケーション:仕事(Work)と休暇(Vacation)を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、普段の職場や居住地から離れ、リゾート地などの地域で普段の仕事を継続しながら、その地域ならではの活動も行うもの

※3 二地域居住:都市部と地方部に二つの拠点を持ち、定期的に地方部でのんびり過ごしたり、仕事をしたりするライフスタイル

※4 ICT:アイ・シー・ティー。Information & Communications Technology(情報通信技術)の略。「IT(情報技術)」がハードウェアやソフトウェア、インフラなどコンピュータ関連技術そのものを意味するのに対し、「ICT」は、通信によりコンピュータ関連技術を応用・活用することに重きを置いた語

(2) 人口及び産業の推移と動向

過疎地域を含む呉市全体の総人口は、昭和 50 年（1975 年）の約 31.2 万人をピークに減少に転じ、平成 27 年（2015 年）には約 22.9 万人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」といいます。）の「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年（2018 年）推計）」によると、今後も減少傾向は続き、令和 27 年（2045 年）には、約 15.0 万人まで減少すると見込まれています。

生産年齢人口（15～64 歳）は、昭和 45 年（1970 年）の約 21.0 万人から減少が続いており、平成 27 年（2015 年）には、約 12.5 万人※まで減少しています。

また、平成 2 年（1990 年）に高齢人口（65 歳以上）が年少人口（14 歳以下）を上回って以降、その傾向は続き、高齢人口は、平成 27 年（2015 年）時点で約 7.6 万人※となってています。

社人研の推計によると、令和 2 年（2020 年）以降、高齢人口は減少に転じることが見込まれていますが、高齢化率は平成 27 年（2015 年）時点で 33.3%※となっており、その後も上昇すると見込まれています。

※ 国勢調査の結果を基に算出していることから、住民基本台帳を基に算出した数値と異なります。

表 1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

（過疎地域を含む市全体の表）

区分	昭和 35 年※ ¹ (1960 年)	昭和 50 年※ ² (1975 年)		平成 2 年 (1990 年)		平成 17 年 (2005 年)		平成 27 年 (2015 年)	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	291,887 人	311,786 人	6.8%	280,429 人	-10.1%	251,003 人	-10.5%	228,552 人	-8.9%
0 歳～14 歳	84,323 人	72,934 人	-13.5%	44,622 人	-38.8	31,413 人	-29.6	25,905 人	-17.5%
15 歳～64 歳	187,817 人	208,091 人	10.8%	189,830 人	-8.8	154,280 人	-18.7	124,928 人	-19.0%
うち 15 歳～ 29 歳(a)	73,700 人	69,538 人	-5.6%	54,756 人	-21.3	37,288 人	-31.9	30,589 人	-18.0%
65 歳以上(b)	19,747 人	30,665 人	55.3%	45,878 人	49.6%	64,140 人	39.8	76,204 人	18.8%
(a)/総数 若年者比率%	25.2%	22.3%	-	19.5%	-	14.9%	-	13.4%	-
(b)/総数 高齢者比率%	6.8%	9.8%	-	16.4%	-	25.6%	-	33.3%	-

（注）総数は、年齢不詳分を含む。

※1 昭和 35 年（1960 年）：全国的に、地方圏からの人口流出がピークであった年

※2 昭和 50 年（1975 年）：全国的に、昭和 35 年（1960 年）をピークとする地方圏からの人口流出が一旦収束した年

呉市の過疎地域における人口は、戦後減少が続いている、過疎地域を含む呉市全体と比べて、早い時期に人口減少への転換期を迎えていました。また、減少率も過疎地域を含む呉市全体を上回るペースで進行しており、平成 27 年（2015 年）には約 3.2 万人まで減少しています。

生産年齢人口（15～64 歳）は、昭和 40 年（1965 年）の約 4.0 万人をピークに減少に転じ、減少率は過疎地域を含む呉市全体を上回るペースで進行しており、平成 27 年（2015 年）には約 1.5 万人まで減少しています。

また、平成 2 年（1990 年）に高齢人口（65 歳以上）が年少人口（14 歳以下）を上回って以降、その傾向は続き、平成 27 年（2015 年）時点で、高齢人口は約 1.4 万人、高齢化率は 44.6% となっており、今後も上昇すると見込まれています。

表 1-1(2) 人口の推移（国勢調査）

（過疎地域のみの表）

区分	昭和 35 年 ^{※1} (1960 年)	昭和 50 年 ^{※2} (1975 年)		平成 2 年 (1990 年)		平成 17 年 (2005 年)		平成 27 年 (2015 年)	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	70,212 人	57,792 人	-17.7%	50,474 人	-12.7%	39,416 人	-21.9%	31,928 人	-19.0%
0 歳～14 歳	24,170 人	13,286 人	-45.0%	7,919 人	-40.4%	3,808 人	-51.9%	2,455 人	-35.5%
15 歳～64 歳	40,016 人	36,833 人	-8.0%	32,378 人	-12.1%	22,305 人	-31.1%	15,175 人	-32.0%
うち 15 歳～ 29 歳(a)	14,442 人	11,322 人	-21.6%	7,827 人	-30.9%	4,540 人	-42.0%	2,825 人	-37.8%
65 歳以上(b)	6,026 人	7,673 人	27.3%	10,175 人	32.6%	13,235 人	30.1%	14,238 人	7.6%
(a)/総数 若年者比率%	20.6%	19.6%	-	15.5%	-	11.5%	-	8.8%	-
(b)/総数 高齢者比率%	8.6%	13.3%	-	20.2%	-	33.6%	-	44.6%	-

（注）総数は、年齢不詳分を含む。

※1 昭和 35 年（1960 年）：全国的に、地方圏からの人口流出がピークであった年

※2 昭和 50 年（1975 年）：全国的に、昭和 35 年（1960 年）をピークとする地方圏からの人口流出が一旦収束した年

表 1-1(3) 人口の見通し

（単位：人）

	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 22 年 (2040 年)	令和 27 年 (2045 年)
呉市人口ビジョンにおける将来人口推計	228,552	215,511	202,761	190,628	178,930	168,296	158,691
社人研の人口推計（平成 30 年（2018 年）推計）	228,552	215,683	202,037	188,180	174,528	161,648	149,865

過疎地域を含む呉市全体の就業人口総数は、昭和45年（1970年）の約15.1万人をピークに減少が続き、平成27年（2015年）時点で約10.4万人となっています。

また、産業別就業者比率は、第一次産業と第二次産業は減少が続いている一方、第三次産業は増加が続いています。

表1-2(1) 産業別人口の動向（国勢調査）

(過疎地域を含む市全体の表)

区分	昭和35年 (1960年)	昭和50年 (1975年)		平成2年 (1990年)		平成17年 (2005年)		平成27年 (2015年)	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	127,231人	142,435人	11.9%	131,671人	-7.6%	117,303人	-10.9%	104,257人	-11.1%
第一次産業 就業人口比率%	17.7%	7.7%	-	5.2%	-	3.8%	-	2.8%	-
第二次産業 就業人口比率%	38.7%	40.0%	-	35.6%	-	29.0%	-	28.2%	-
第三次産業 就業人口比率%	43.6%	52.1%	-	59.1%	-	65.9%	-	66.6%	-

(注)総数は、年齢不詳分を含む。

過疎地域の就業人口総数は、国勢調査による市町村別の就業人口の統計結果が残る昭和35年（1960年）の約3.1万人から減少が続いている一方、平成27年（2015年）時点で約1.4万人となっています。

また、産業別就業者比率は、過疎地域を含む呉市全体と同様に、第一次産業と第二次産業は減少が続いている一方、第三次産業は増加が続いています。

ただし、第一次産業就業者比率は、平成27年（2015年）時点で、過疎地域を含む呉市全体は2.8%となっているのに対し、過疎地域は14.0%と第一次産業の占める比率は高い割合となっています。

表1-2(2) 産業別人口の動向（国勢調査）

(過疎地域のみの表)

区分	昭和35年 (1960年)	昭和50年 (1975年)		平成2年 (1990年)		平成17年 (2005年)		平成27年 (2015年)	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	30,661人	27,046人	-11.8%	24,088人	-10.9%	18,783人	-22.0%	14,303人	-23.9%
第一次産業 就業人口比率%	46.6%	28.0%	-	19.7%	-	16.1%	-	14.0%	-
第二次産業 就業人口比率%	22.9%	34.7%	-	36.1%	-	31.7%	-	30.7%	-
第三次産業 就業人口比率%	30.5%	37.0%	-	44.3%	-	51.3%	-	53.1%	-

(注)総数は、年齢不詳分を含む。

(3) 行財政の状況

ア 行財政の状況

呉市の財政は、歳入面では生産年齢人口の減少により、市税収入の大幅な増加が見込めない状況が続いています。

また、新型コロナウイルス感染症や日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区の休止発表の影響などにより、市税収入は、今後ますます厳しい状況となることが予測されています。

歳出面では、職員人件費は減少するものの、引き続き、社会保障関係費の増加が見込まれており、今後の社会経済情勢の変化が財政運営に及ぼす影響等も考慮し、柔軟に対応していくことが求められています。

こうした状況にあっても、時代の変化に伴う新たな行政需要に的確に対応していくためには、健全な財政運営を確保していくことが大切であり、財政構造の弾力性を確保すること、財政運営の安定性・継続性を確保することの二つの視点を念頭に置き、健全で持続可能な財政運営に取り組んでいく必要があります。

職員の適正配置では、平成 18 年度（2006 年度）からの「第 2 次呉市定員適正化計画」や平成 25 年度（2013 年度）からの「呉市職員体制再構築計画」等の実施により、正規職員数の適正化や年齢構成の平準化に取り組むことで、近隣 8 町との合併により職員数が大幅に増加した平成 17 年度（2005 年度）の 2,653 人から、令和 2 年度（2020 年度）には 1,671 人まで削減しています。

人口減少や少子高齢化が進む中で、今後の様々な行政需要に的確に対応できるよう、引き続き職員数の適正化を進めていく必要があります。

また、平成 27 年度（2015 年度）には「呉市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に進めています。

今後は、呉市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の実施により、施設の安全性、利便性及び快適性の確保並びに保有量の適正化を進めていく必要があります。

こうした呉市の行財政の状況の中、健全で持続可能な財政運営に向けた取組を図りながら、過疎地域の持続的発展に取り組む必要があります。

表 1-3(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区分	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	令和元年度 (2019 年度)
歳入総額 A	110,475,075	110,156,529	109,131,287
一般財源	58,953,428	59,521,378	57,372,093
国庫支出金	14,294,727	15,366,863	19,808,173
都道府県支出金	5,857,955	5,457,014	6,430,356
地方債	12,716,200	16,708,100	11,464,400
うち過疎対策事業債	101,500	320,100	311,400
その他	18,652,765	13,103,174	14,056,265
歳出総額 B	108,868,052	108,006,800	107,329,280
義務的経費	56,510,879	56,084,309	54,135,616
投資的経費	17,341,782	19,053,676	19,907,711
うち普通建設事業	16,356,337	19,047,869	13,653,428
その他	35,015,391	32,868,815	33,285,953
(過疎対策事業費)	(130,621)	(396,567)	(365,664)
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,607,023	2,149,729	1,802,007
翌年度へ繰越すべき財源 D	400,817	149,832	828,891
実質収支 C-D	1,206,206	1,999,897	973,116
財政力指數	0.64	0.61	0.61
公債費負担比率	19.5	20.8	19.9
実質公債費率	13.4	11.7	9.3
起債制限比率	12.4	11.7	10.7
経常収支比率	95.9	94.7	98.0
将来負担比率	139.6	99.9	74.4
地方債現在高	136,357,828	133,839,936	123,214,673

イ 施設整備水準等の状況

施設整備水準等については、表 1-3(2) のとおりです。

今後も呉市土木未来（ときめき）プランや呉市上下水道ビジョン等に基づき、施設整備を進めていきます。

表 1-3(2) 主要公共施設等の整備状況

(過疎地域のみの表)

区分	昭和 55 年度末 (1980 年度末)	平成 2 年度末 (1990 年度末)	平成 12 年度末 (2000 年度末)	平成 22 年度末 (2010 年度末)	令和元 年度末 (2019 年度末)
市道					
改良率(%)	—	—	—	—	14.2%
舗装率(%)	—	—	—	—	81.9%
農道					
延長(m)	—	—	117,498m	132,044m	139,830m
耕地 1ha 当たり農道延長(m)	—	—	88.2m	152.1m	313.0m
林道					
延長(m)	—	—	—	79,971m	75,896m
林野 1ha 当たり林道延長(m)	—	—	—	10.7m	—
水道普及率(%)	—	—	—	99.3%	99.4%
水洗化率(%)	—	—	—	67.5%	79.6%
人口千人当たりの病院、 診療所の病床数(床)	—	—	—	5.7 床	5.5 床

(過疎地域を含む市全体の表)

区分	昭和 55 年度末 (1980 年度末)	平成 2 年度末 (1990 年度末)	平成 12 年度末 (2000 年度末)	平成 22 年度末 (2010 年度末)	令和元 年度末 (2019 年度末)
市道					
改良率(%)	15.2%	14.9%	16.6%	14.7%	15.6%
舗装率(%)	64.4%	88.0%	89.3%	89.8%	90.0%
農道					
延長(m)	—	—	204,204m	202,059m	210,783m
耕地 1ha 当たり農道延長(m)	—	—	99.3m	144.6m	273.0m
林道					
延長(m)	—	—	—	126,334m	121,437m
林野 1ha 当たり林道延長(m)	—	—	—	6.4m	6.5m
水道普及率(%)	94.2%	97.0%	98.1%	99.1%	99.3%
水洗化率(%)	34.5%	57.9%	78.2%	90.1%	93.6%
人口千人当たりの病院、 診療所の病床数(床)	17.1 床	20.2 床	19.6 床	19.4 床	20.4 床

(注) 正確な数値が把握できないものについては「-」を記載しています。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア 方向性

ここまで述べてきたように、本市の過疎地域は、急速に進む人口減少・少子高齢化を背景に、地域の経済、社会が縮小し、交通、病院、買い物などの生活に必要なサービスが低下している状況にあります。

しかしながら、過疎地域には、豊かな自然環境とそれを基盤として受け継がれてきた農業、水産業などの産業、それぞれの地域が有する独自の歴史・文化といった都市部にはない魅力があります。

こうした過疎地域が持つ多面的な機能は、そこに暮らす人々のみならず、広く市民の豊かな暮らしを支える重要な役割を果たしています。

本市では、令和3年（2021年）3月に長期的かつ総合的な市政の計画的運営の指針として、第5次呉市長期総合計画を策定しました。この計画は、過疎地域を含めて、人口減少や情報通信技術の急速な進歩への対応など、本市が直面する課題に正面から向き合い、未来のあるべき呉市を描き、その実現に取り組んでいくために策定したものです。

そうしたことから、本計画においても、第5次呉市長期総合計画に掲げる将来都市像の実現に向けた取組を推進することで、過疎地域の持続的発展に取り組んでいきます。

【将来都市像】

1 質の高い生活が実現されるスマートシティ^{*1}「くれ」

市内全域に張り巡らされた高速通信網を基盤に、呉駅周辺からスマート化されたまちが、全市域に拡がる形で、Society5.0^{*2}が実現しています。

2 新たなチャレンジでビジネスチャンスを生み育てる「くれ」

中小企業・小規模企業が自助努力と創意工夫を重ねて持続的に発展し、呉市の産業を支えています。チャレンジ精神に富んだ女性や若者が起業し、新たな事業が次々に生まれています。観光が基幹産業のひとつとなり、ニーズを重視した付加価値の高いサービスが提供され、生業と雇用が創出されています。

3 都会にはない心地よい暮らしが人々を惹きつける「くれ」

呉市の島しょ部等に、都会と変わらない通信環境が整備され、テレワークやワーケーション、二地域居住などの柔軟な働き方や暮らしが浸透し、オンラインによる行政サービス・診療・学習などが行われています。また、スマート化による新たな農水産業が形成されるなど、働き学ぶ環境と豊かな自然がもたらす心地よい暮らしは多くの人を惹きつけ、移り住む人が増えています。

4 災害に屈しない強靭なまち「くれ」

豪雨や台風、地震などによる災害に備えて都市基盤が整備され、多様な主体の協働で地域の防災力が充実するなど、安全で安心なまちがつくられています。

5 S D G s^{*3}を通して豊かな未来を創る「くれ」

市民や企業などが、持続可能な未来を示すための羅針盤としてのS D G s（持続可能な開発目標）の理解を深め、その達成に向けて行動しています。

【令和12年度（2030年度）末における呉市の都市像】

誰もが住み続けたい、行ってみたい、人を惹きつけるまち「くれ」
～イキイキと働き、豊かに安心して暮らし、ワクワク生きる～

- ※1 スマートシティ：都市や地域が抱える様々な課題に対して、AIなどの新技術を活用して計画、整備、管理・運営等のマネジメントが行われた持続可能な都市・地区
- ※2 Society5.0：ソサエティ5.0。「第5期科学技術基本計画」（平成28年（2016年）1月22日閣議決定）において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された、狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）を指す。
- ※3 SDGs：エス・ディー・ジーズ。Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で記載された令和12年（2030年）までの国際目標

イ 基本的な施策

本計画においては、第5次呉市長期総合計画前期基本計画で掲げた八つの政策分野ごとに取り組む施策を実施することで、過疎地域の持続的発展に取り組んでいきます。

○政策分野 1 子育て・教育分野

若い世代が安心して子どもを産み育て、未来を創る人材を育てるまち

○政策分野 2 福祉保健分野

誰もが、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らし続けることができるまち

○政策分野 3 市民生活・防災分野

多様な主体が協働し、誰もが安心して笑顔で暮らせるまち

○政策分野 4 文化・スポーツ・生涯学習分野

文化芸術やスポーツに親しみ、生涯を通じて学ぶことができるまち

○政策分野 5 産業分野

誰もがチャレンジでき、時代を先取る産業を創造できるまち

○政策分野 6 都市基盤分野

誰もが安全・安心で快適に暮らせる持続可能なまち

○政策分野 7 環境分野

豊かな環境を次の世代につなぐまち

○政策分野 8 行政経営分野

市民の視点に立った効率的な市政を運営するまち

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

過疎地域の持続的発展のための基本目標として、本計画や第5次呉市長期総合計画等に掲げた施策が一定の効果を発揮することを想定し、過疎地域の人口を令和7年（2025年）に約2.4万人を維持することとします。

過疎地域の将来人口推計については、第5次呉市長期総合計画の呉市人口ビジョンで示した将来人口推計を基に、過疎地域の人口構成や出生・移動の人口変化の特性を反映し、算出しています。

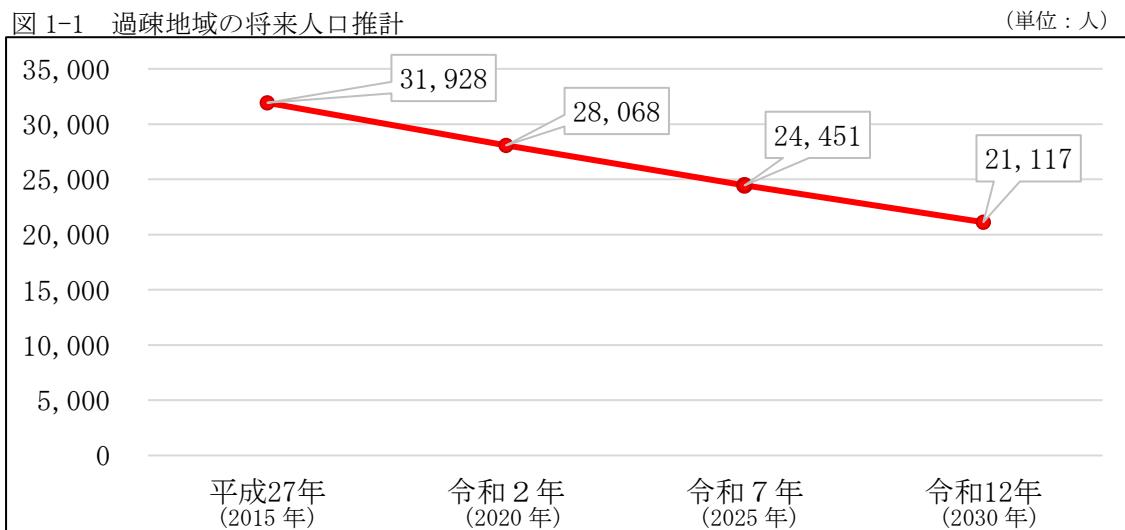


表1-3 過疎地域の将来人口推計 (単位：人)

	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
過疎地域の 人口推計	31,928	28,068	24,451	21,117

(注)令和2年（2020年）は推計値で国勢調査の結果と異なる。

【参考（呉市人口ビジョンにおける呉市全体の将来人口推計）】

(市民アンケート調査結果における市民の希望)

○高校生の市内での就職（就職を希望する人のうち 58%が希望）

○結婚したいと思う人（結婚していない人のうち 69%が希望）

○理想とする子どもの数（2.11 人）

○呉市への愛着（愛着を感じる人 79%）

○呉市に住み続けたいという希望（今の居住地に住み続けたいと思う人 64%）

※「呉市民意識調査（令和元年度（2019 年度））」、「『結婚・出産・子育て』に関する意識調査（令和元年度（2019 年度））」、「呉市・若者（高校生）の定住志向に関するアンケート調査（令和元年度（2019 年度））」

(合計特殊出生率に関する設定)

令和 2 年（2020 年）は、直近の実績値である平成 30 年（2018 年）の 1.40 とし、令和 12 年（2030 年）に呉市民希望出生率 1.85、令和 22 年（2040 年）には、人口置換水準 2.07 に達し、その後は人口置換水準が維持されるものとします。

(移動率に関する設定)

社人研推計に加え、20~30 歳代の移動率が 15% 改善されるものとします。

(注) 市民希望出生率とは

○市民の結婚・出産に関する希望を実現した場合の出生率

結婚・出産・子育てに関するアンケートをもとに以下のとおり算出

市民希望出生率 = 有配偶者の割合 × 理想の子どもの数（有配偶者）

+（独身者の割合 × 結婚希望者の割合（独身者） × 理想の子どもの数（独身者））× 離死別の影響

図 1-2 将来人口推計

(単位：人)

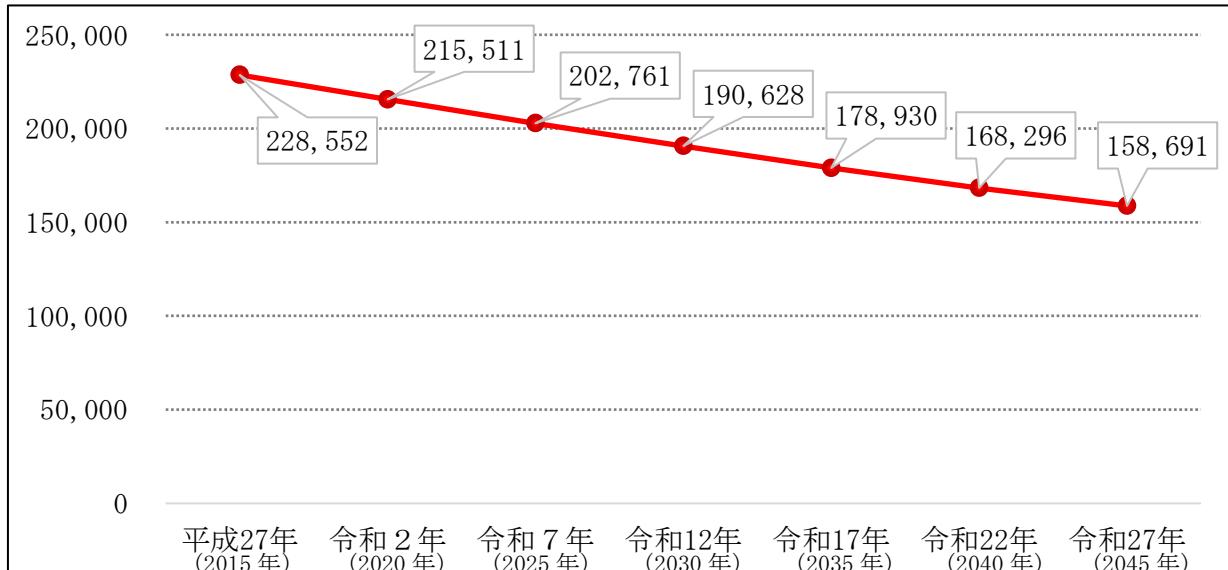


表 1-4 将来人口推計

(単位：人)

	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 22 年 (2040 年)	令和 27 年 (2045 年)
呉市全体の 推計	228,552	215,511	202,761	190,628	178,930	168,296	158,691

(注) 令和 2 年（2020 年）は推計値で国勢調査の結果と異なる。平成 27 年（2015 年）は総務省統計局

「国勢調査」の実績値。令和 2 年（2020 年）以降の社人研推計は「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年（2018 年）推計）」の推計値

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

令和7年度（2025年度）実施予定の国勢調査の結果に基づいて、基本目標の達成状況について検証します。

(7) 計画期間

令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの5か年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

人口減少や少子高齢化に伴う税収の減少が懸念される中、将来の人口規模、財政規模にふさわしい行政サービスを安全かつ継続的に提供していくため、呉市公共施設等総合管理計画において、公共施設等の「量」と「質」の適正化を図ることとしており、この考え方と整合性をとりながら計画的・総合的なまちづくりを推進していきます。

2 移住・定住、地域間交流の促進、人材育成

(第5次呉市長期総合計画 政策分野3 市民生活・防災分野、政策分野5 産業分野、政策分野6 都市基盤分野)

(1) 現況と問題点

- 人口が減少し空き家が増加しています。空き家の適正な管理、移住・定住の促進、多様な居住スタイルに対応した住み替えの促進など、魅力ある住環境を確保する必要があります。
- 人口減少、少子高齢化により地域の活力が低下しています。一方、新型コロナウイルス感染症の拡大により、人口密度の低い自然環境豊かな過疎地域の価値が改めて評価されつつあります。これを好機と捉え、関係人口の増加や移住・定住の促進につながる取組を実施していく必要があります。
- 高齢化や人口減少、地域活動への関心の低下により、まちづくりの担い手が不足しています。市民一人ひとりが地域社会に関心を持ち、自らがまちづくりの主体であると認識し、自発的に行動することが求められています。

(2) その対策

- 空き家の利活用や住宅取得の支援などを推進し、移住・定住の促進につなげていきます。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としたテレワークやワーケーションへの関心の高まりなど、働き方や生活様式に対する社会の変化に柔軟に対応し、サテライトオフィスなどの誘致につながるよう積極的に取り組みます。
- 市民協働による自主的で自立したまちづくりを進めるため、移住者や関係人口を含め、自発的に地域に関わろうとする多様な担い手の参画や育成をサポートします。

(3) 計画（令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで（5か年））

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住、地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	移住・定住促進事業（全域） 移住希望者や新婚・子育て世帯の中古住宅取得費用の一部を補助し、人口増加を図る。 空き家の利活用促進事業（全域） 空き家の家財道具等の処分費用の一部を補助し、空き家の利活用促進を図る。	市	

	ワーケーション誘致事業（全域） 都市部の企業に向けたワーケーション誘致活動や、地域住民と企業とのマッチングを実施し、サテライトオフィスの誘致や地域間交流及び移住・定住の促進を図る。	市
	農泊フォローアップ事業（下蒲刈町・倉橋町・音戸町地域） 農泊事業に取り組んでいる地域団体を支援し、地域間交流及び移住・定住の促進を図る。	市
人材育成	地域力向上のための人材育成事業（全域） まちづくりサポーターの育成や地域おこし協力隊の受け入れ等を推進し、地域活動を担う人材育成を図る。	市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

呉市公共施設等総合管理計画における、「公共施設」、「インフラ」の管理に関する基本方針と整合性を図りながら地域の活性化に資する事業を推進していきます。

3 産業の振興

(第5次呉市長期総合計画 政策分野5 産業分野)

(1) 現況と問題点

- 地域産業の活性化に向け、創業・起業などを志す女性や若者を始め、あらゆる人の新たなチャレンジに対し、地域全体で応援する環境を整える必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により関心が高まっている、テレワークやワーケーションなどの柔軟な働き方に対応した企業誘致にも取り組む必要があります。
- 農業・漁業は、作業環境の厳しさや不安定な収入等から従事者が年々減少しています。
- もうかる農水産業への転換を図るため、品質や付加価値を高めることによるブランド化を推進する必要があります。
- 農業の生産性向上のため、農道等の農業基盤の整備を行う必要があります。
- 有害鳥獣による被害や遊休農地の増加は、農村環境の保全にも影響を及ぼしています。自然環境の保全等、多面的な役割を果たしている農業を維持していく必要があります。
- 地球温暖化に伴う海水温の上昇による海藻の立ち枯れや沿岸域の開発などにより、天然の藻場・干潟が減り水産資源が減少しています。
- 漁港・港湾の海岸施設等は、老朽化や台風等による高潮等により損傷が生じるおそれのある箇所があります。
- 観光客が満足する商品やサービスを提供することで、滞在時間の延伸と観光消費額の増加を図る必要があります。

(2) その対策

- あらゆる人の新たなチャレンジに対して、市民、民間企業等と連携・協力して、地域全体で創業機運の醸成と起業家の支援・育成を図り、地域産業の活性化に取り組みます。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としたテレワークやワーケーションへの関心の高まりなど、働き方や生活様式に対する社会の変化に柔軟に対応し、サテライトオフィスなどの誘致につながるよう積極的に取り組みます。(再掲)
- 農水産業者の新規就業の前後から定着に至るまで、きめ細やかな支援に取り組むことで、新規就業者の確保・育成を図るなど、多様な担い手の確保に取り組みます。
- A I^{*1}やI o t^{*2}などの先端技術を活用したスマート農水産業を推進し、農水産物の品質・生産性の向上や省力化を図ります。
- 品質や付加価値の向上による農水産物のブランド化を推進します。
- 生産性の向上と経営規模の拡大等を図るため、農地や農道等の農業生産基盤の整備・保全を推進します。
- 農村環境の維持・保全に取り組む団体等への支援や、効果的な有害鳥獣被害対策を実施します。
- 魚礁等による藻場の整備や栽培漁業の推進、海底堆積物の除去等を行い、漁場環境を維持・修復し、水産資源の確保を図ります。

○漁港・港湾機能等を守るため、消波ブロックの設置など漁港・港湾の海岸施設等の計画的な整備・改修と適切な維持管理を行います。

○地域の歴史や文化、自然等の特性を生かしながら、観光客のニーズに応じた付加価値の高いサービスを提供することで、滞在時間の延伸と観光消費額の増加を図ります。

※1 A I : エー・アイ。Artificial Intelligence (人工知能) の略。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術

※2 I o T : アイ・オー・ティー。Internet of Things (モノのインターネット) の略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語

(3) 計画（令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで（5か年））

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農道保全対策事業（蒲刈町 地域） 蒲刈大橋等補修等	県	
		農道保全対策事業（蒲刈町 地域） 蒲刈トンネル等街路灯 等更新等	市	
		農道保全対策事業（豊浜町 地域） 豊浜大橋点検診断・補修 等	県	
		農道保全対策事業（豊町地 域） 中の瀬戸大橋等補修等	県	
		農道保全対策事業（豊町地 域） 岡村大橋点検診断・補修 等	県	
		農道保全対策事業（豊町地 域）	市	

	域) 大崎下島トンネル街路 灯等更新等		
	農道保全対策事業（倉橋町 地域） 橋りょう等整備（補修・ 改良）	市	
	農道保全対策事業（倉橋町 地域） 鹿島大橋等補修等	市	
	恵みの丘蒲刈整備事業（蒲 刈町地域） 農園等施設整備	市	
	小規模農業基盤整備事業 (豊町地域) 農道等整備（補修・改良）	市	
水産業	水産基盤整備事業（下蒲刈 町・蒲刈町・豊浜町・倉橋町 地域） 藻場造成、海底堆積物除去 等	県・ 市	
	増養殖事業（豊浜町地域） マダイ中間育成	市	
(2)漁港施設	水産物供給基盤整備事業（蒲 刈町地域） 漁業施設改良等（大浦地 区）	市	
	水産物供給基盤整備事業（豊 浜町地域） 漁港施設補修（丸山地区）	県	

	水産物供給基盤整備事業(豊浜町地域) 漁船巻揚施設等整備(山崎地区)	市	
	水産物供給基盤整備事業(倉橋町地域) 漁港施設補修(海越地区・倉橋漁港)	県	
	水産物供給基盤整備事業(倉橋町地域) 漁船巻揚施設等整備(才ノ木地区)	市	
	水産物供給基盤整備事業(音戸町地域) 物揚場改良(田原地区)	市	
	水産物供給基盤整備事業(音戸町地域) 漁船巻揚施設等整備(鰯浜地区)	市	
	漁港海岸保全施設整備事業(豊浜町地域) 護岸改良(立花地区)	県	
	漁港海岸保全施設整備事業(豊浜町地域) 護岸改良(内浦地区)	県	
	漁港海岸保全施設整備事業(倉橋町地域) 護岸改良(家之元地区)	県	
	港湾海岸保全施設整備事業(下蒲刈町地域) 高潮対策護岸改良(三之瀬	県	

	地区)	
	港湾海岸保全施設整備事業（蒲刈町地域） 護岸改良（大浦地区）	県
	港湾海岸保全施設整備事業（豊町地域） 護岸改良（大長北堀・南堀地区）	県
	港湾海岸保全施設整備事業（倉橋町地域） 護岸改良（灘地区）	県
	港湾海岸保全施設整備事業（倉橋町地域） 海岸保全施設改良（大迫地区）	市
	港整備交付金事業（豊浜町地域） 浮桟橋・防波堤等改良（立花・金崎地区）	県
	港整備交付金事業（豊町地域） 防波堤改良（三角地区）	県
	港整備交付金事業（倉橋町地域） 防波堤改良（室尾地区）	県
	港整備交付金事業（倉橋町地域） 浮桟橋等改良（本浦地区）	県
	港整備交付金事業（音戸町地域）	県

	浮桟橋改良等（鰯浜地区）		
	港整備交付金事業（音戸町地域） 防波堤改良（藤の脇、早瀬地区）	県	
	港整備交付金事業（音戸町地域） 防波堤改良等（坪井地区）	県	
	港湾整備事業（豊浜町地域） 浮桟橋・防波堤等改良等	市	
(9) 観光又はレクリエーション	観光案内板整備事業（全域） 観光案内板等設置	市	
	火山周辺整備事業（倉橋町地域） 遊歩道改修等	市	
	くらはし桂浜温泉館源泉維持管理事業（倉橋町地域） 源泉ポンプ維持管理	市	
	音戸観光文化会館うずしお整備事業（音戸町地域） 施設・設備改修等	市	
	野呂山観光施設等整備事業（川尻町地域） 野呂高原ロッジ、野呂山ビジターセンター、野呂山レストハウス、野呂山セントラルロッジ整備・集約化、野呂山専用水道改修等	県・市	
(10) 過疎地域持続的発展特別事業	新規就農者総合支援事業（全域）	市	

第1次産業	<p>新規就農者に対し、技術取得や営農の早期安定化が図られるよう支援し、担い手の育成・確保を図る。</p>	
	<p>農業参入企業等支援事業（全域）</p> <p>農業に参入する企業等を対象に、農業生産施設等を整備する経費を支援することで企業の農業参入を促進し、経営の安定化と産地育成等を図る。</p>	市
	<p>フルーツ産地力強化事業（全域）</p> <p>フルーツの流通体制の強化や増産を推進する取組を支援し、フルーツ産地力の強化を図る。</p>	市
	<p>有害鳥獣対策事業（全域）</p> <p>有害鳥獣の捕獲や金網等の防護柵の設置による対策を推進するとともに、地域が一体となった有害鳥獣対策に向けた取組を支援することで、農作物等への被害減少と経営意欲の向上を図る。</p>	市
	<p>多世代交流型農村環境保全事業（全域）</p> <p>地域ぐるみで取り組む農地保全活動を支援し、農村環境の恒常的維持を図る。</p>	市
	<p>遊休農地再生支援事業（全域）</p> <p>農業者に対して、遊休農</p>	市

	地の再生に係る経費の一部を補助し、遊休農地の解消を図る。	
市	産地育成・地産地消推進事業 (全域) 農山村生産流通等改善事業、6次産業化・農商工連携促進、インターネット等を活用した販路拡大等により、产地育成・地産地消を推進する。	
市	松林保全事業（下蒲刈町・蒲刈町・倉橋町地域） 松林と瀬戸内海の多島美が織り成す景観を次世代へ引き継ぐため、松林の保全を図る。	
市	被災農業者向け経営体育成支援事業（豊浜町地域） 豪雨災害等により被害を受けた経営体が実施する施設整備を支援し、経営力の強化を図る。	
市	新規漁業就業者総合支援事業（全域） 新規漁業就業者に対し、漁業経営の早期安定化が図られるよう支援し、担い手の育成・確保を図る。また、UJターンなどにより、新たに漁業就業を目指す中高年者に対し、研修を実施する。	
市	漁業経営の安定化による漁業者支援事業（全域）	

	海藻類等の養殖に取り組む漁業協同組合等に対し資材購入等の支援を行うことで、漁業経営の改善を行う。	
	稚魚放流助成事業（全域） 漁協等が実施する稚魚放流事業及び中間育成事業に対する助成等を行い、養殖漁業の推進を図る。	市
	スマート農水産業推進事業（全域） 国・県等の関連する事業の把握と農水産業者への情報提供、スマート農水産業導入に対する支援を行い、スマート農水産業の推進を図る。	市
商工業・6次産業化	中小企業等振興事業（全域） 新規創業者、中小企業者への経営革新等の支援、中小企業等事業再構築促進事業の追加支援等を行い、中小企業等の振興を図る。	市
	販路拡大推進事業（全域） 販路拡大セミナーの開催、農水産業者、企業、支援機関等との連携促進等を行い、販路拡大を推進する。	市
	起業家支援プロジェクト（全域） 起業家・支援機関・金融機関等を交えたビジネスプランのプラッシュアップ勉強会の開催、クラウドファンデ	市

		イング型ふるさと納税による資金調達支援等による、起業の促進を図る。	
観光	観光客誘致事業（全城） 観光ガイドブック作成、とびしまサイクリングマップ作成等による、観光客誘致を図る。	市	
	安芸灘とびしま海道オレンジライド（下蒲刈町・蒲刈町・豊浜町・豊町地域） 安芸灘とびしま海道でのサイクリングイベントを支援することにより、地域の魅力を全国に情報発信し、地域の活性化を図る。	市	
	安芸灘大橋通行料補助事業（下蒲刈町・蒲刈町・豊浜町・豊町地域） 安芸灘とびしま海道を訪れる観光客に対して安芸灘大橋の通行料の一部を補助し、更なる観光客の誘致を図る。	市	
企業誘致	企業立地条例助成事業（全域） 工場等新增設事業（新規雇用型・雇用維持型）支援、ソフトウェア業等誘致促進、サテライトオフィス誘致促進等により、企業誘致の推進を図る。	市	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
旧下蒲刈町, 旧蒲刈町, 旧豊浜町, 旧豊町, 旧倉 橋町, 旧音戸町, 旧川尻 町	製造業, 情報サービス業 等, 農林水産物等販売 業, 旅館業, 海運業	令和3年(2021年)4月1日～ 令和8年(2026年)3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業内容

(ア) 製造業及び情報サービス業等

取組事業	説明
中小企業・小規模企業の振興	中小企業・小規模企業への専門家による助言等, 経営革新等への支援, 中小企業・小規模企業振興会議に基づく新たな施策の検討など
金融支援の充実	呉市中小企業融資制度, セーフティネット保証の認定など
新事業・新製品開発, 技術伝承・後継者育成支援事業	くれ産業振興センター等による新事業・新製品開発に対する支援や技術伝承・後継者育成に関する相談, 次世代型ビジネスモデル支援サービス「Bit's 呉」による効果的な支援プログラムの提供など
くれ医工連携推進事業	医療・福祉, 教育機関, 企業, 支援機関等との懇談会の開催など
経営力強化事業	物販事業の参加斡旋, 国内外への販路拡大を目的とした商談機会の創出, 販路拡大セミナーの開催, 呉市産業マイスター表彰など
農水産業連携	農水産業者と連携した販路開拓・拡大への支援など
創業・起業支援事業	呉市が実施するクラウドファンディング型ふるさと納税により資金を調達する起業家支援プロジェクト, 創業・起業支援ポータルサイトの開設, プラットフォームの構築, 販路拡大セミナーの開催(再掲), 支援機関による経営支援, 起業家同士の交流促進など
企業誘致・留置対策	トップセールス等の積極的・効果的な企業誘致, 大規模設備投資に対する助成など
新しい生活様式に対応した企業誘致	サテライトオフィスの誘致, ワーケーションの促進など

(イ) 農林水産物等販売業

取組事業	説明
多様な担い手の確保・育成	新規就農者・漁業就業者の総合支援, 新規農業参入企業への支援など
農業・漁業経営の安定化	養殖漁業・水産加工業等への参入支援など
農地集積の推進	農地集積に係る取組を支援
スマート農業・水産業の推進	先端技術を活用した農業・水産業への支援など
産地育成・農水産物のブランド化の推進	フルーツ等特産物の生産拡大, 6次産業化・農商工連携など
農水産物のPR推進, 販路拡大支援	首都圏でのPR, インターネット等を活用した販路拡大への支援など
地産地消の推進	産直市の開催, 学校給食への呉市産食材の提供など
農業生産基盤の整備・保全	生産性向上を図るための農地整備, 農業用施設の安全性確保・機能維持に向けた計画的な管理など
農村環境の保全	農村環境の維持・保全に取り組む団体等に対する支援など
有害鳥獣被害対策の充実	防護柵設置助成, 狩猟免許取得助成, ジビエの活用など
農業振興施設の活用	農業振興施設の改修・整備, 農業体験機会の提供など
水産資源の確保・増大	藻場造成, 栽培漁業の支援など
漁場環境の整備・保全	藻場造成, 海底堆積物の除去, 漁場の持つ公益的機能の啓発による市民と共同した漁業環境の維持・保全など

漁港施設の整備	老朽化した漁港施設の計画的改修など
漁港施設の維持管理	漁港施設の適切な維持管理

(ウ) 旅館業

取組事業	説明
マーケティングに基づく戦略的な観光振興	顧客ニーズを把握するための調査、顧客データベースの構築（マーケティングのDX化）、調査データに基づく戦略の策定、観光情報プラットフォームの構築、戦略的なプロモーションの展開など
民間における観光産業の質的向上の継続による顧客獲得	歴史や文化・自然などの観光資源の更なる魅力向上、顧客ニーズを分析した新たな観光プロダクトの開発など
観光に関する市民意識の醸成	観光産業への市民意識の向上を図る講座などの開催及び市民への情報発信、郷土愛を育む機会の充実など
観光推進体制の充実	市民・事業者・行政などが一体となり、それぞれが役割と責任を担いながら、互いの理解を深め、連携し、情報共有していくことができる新たな観光推進体制の構築
観光施設の魅力向上	観光資源の更なる魅力アップ

(エ) 海運業

取組事業	説明
事業継続支援	「一杯船主※」の事業継続等を支援

※ 所有船舶が1隻で、家族船員とともに自らも乗り組む船主

(オ) 共通

取組事業	説明
租税特別措置の活用促進事業	市内外を問わず、事業者に対する積極的な制度周知、相談対応を実施し、企業誘致の促進、既存事業者の設備投資に伴う経済支援
地方税の課税免除	計画区域における、対象業種の設備投資に対する地方税を軽減し、事業の継続、拡張を支援

産業振興を促進するための事業については、近隣市町との連携も視野に入れ実施します。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

呉市公共施設等総合管理計画における、「公共施設」、「インフラ」の管理に関する基本方針と整合性を図りながら地域の活性化に資する事業を推進していきます。

4 地域における情報化

(第5次呉市長期総合計画 政策分野8 行政経営分野)

(1) 現況と問題点

- A I や I o Tなどの革新的なデジタル技術が進展し、それらがデータを核に駆動することで、社会の在り方が大きく変わろうとしています。このデジタル・トランスフォーメーション（D X）※の波は止まることなく、人類社会が次のステージへ向かうきっかけとなると考えられており、これらの技術革新や社会変革に迅速かつ柔軟に対応することが必要とされています。
 - 少子高齢化の進行や産業構造の変化、自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響等によるライフスタイル・ワークスタイルの変化など、市民のニーズが多様化・複雑化しています。様々な分野における I C T の活用により、より質の高い行政サービスを継続的に提供することが求められています。
 - 豊浜町・豊町地域における有線テレビジョン放送については、令和4年度(2022年度)末までの廃止が予定されているものの、それまでは、テレビ放送の再送信を行う必要があります。
- ※ デジタル・トランスフォーメーション（D X）： I C T の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること

(2) その対策

- Society5.0 時代の到来を見据え、社会のあらゆる局面で活用できる情報通信基盤として、光ファイバーによる高速通信網を市内全域に整備します。これにより市内のどこにいてもテレワークやワーケーション等の柔軟な働き方や、I o Tを活用したスマートな暮らし方を可能にします。
- オンライン申請や、窓口でのタブレット申請など、従来の書面による申請をデジタル化することで住民の利便性を向上し、持続可能な形で行政サービスを提供し続けられるよう、庁内業務システムの最適化など自治体デジタル・トランスフォーメーション（D X）を推進します。
- 豊浜町・豊町地域における有線テレビジョン放送の設備・機器等の更新を必要に応じて行い、施設の安定的な運営による地域住民への情報サービスの維持を図ります。

(3) 計画（令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで（5か年））

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 有線テレビジョン放送施設	呉市有線テレビジョン放送施設設備機器更新・改修事業（豊浜町・豊町地域） 呉市有線テレビジョン	市	

		設備機器更新、放送施設改修事業	
	ブロードバンド施設	情報通信基盤整備助成事業（全域） 情報通信基盤整備への助成	市
	その他情報化のための施設	ICT 施策推進事業（1）（全域） 窓口業務におけるタブレット導入等	市
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 情報化	ICT 施策推進事業（2）（全域） 市民に ICT の利便性等を分かりやすく解説し、スマートシティに対する意識醸成を図るため、教室や講演会等を開催する。	市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

呉市公共施設等総合管理計画における、「公共施設」、「インフラ」の管理に関する基本方針と整合性を図りながら地域の活性化に資する事業を推進していきます。

5 交通施設の整備、交通手段の確保促進

(第5次呉市長期総合計画 政策分野6 都市基盤分野)

(1) 現況と問題点

○地形的な特性から道路幅員が狭い箇所が多く、消防・救急活動などに支障を来す箇所もあるため、拡幅などの道路整備が必要となっています。また、災害発生時にも迅速・適切な初動対応を可能とするため、緊急輸送道路等の機能強化、橋りょう等の予防保全による老朽化対策を行う必要があります。

○人口減少に伴う利用者の減少により公共交通の維持・確保は困難さが増している一方で、高齢化の進展に伴い高齢者等の移動手段の確保の重要性は高まっています。引き続き、利用しやすく持続可能な移動手段を目指して、公共交通の利便性向上の取組が求められています。

(2) その対策

○生活環境の改善、通行の安全や避難路を確保するため、生活道路の計画的な整備を実施するとともに、災害発生時も安全・確実に活用できるよう、緊急輸送道路等の機能強化や橋りょう等の老朽化対策を実施します。

○全ての地域において、持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保するため、公共交通事業者等と連携して、地域の実情に応じた公共交通サービスの見直しなど、地域の交通手段を維持する取組を進めます。

(3) 計画（令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで（5か年））

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	丸谷8号線整備事業（下蒲刈町地域） 法面改良、橋りょう耐震改修等（三之瀬地区） 沖友一周線整備事業（豊町地域） 延長1,100m 幅員5.0m 森要垣内線道路改良事業 (川尻町地域) 延長95m 幅員6.0m	市	

	川尻本線1号改良事業（川尻町地域） 延長1,100m 幅員9.25m	市
	森沖田線道路改良事業（川尻町地域） 延長450m 幅員5.0m	市
	岩戸団地線・大諏訪線接続道路新設事業（川尻町地域） 延長170m 幅員4.0m	市
橋りょう	橋りょう改良事業（全域） 橋りょう等整備・補修・改良・耐震化	市
その他	道路照明施設整備事業（全域） 道路照明施設の整備・改修等	市
(5)鉄道施設等 鉄道施設	安芸川尻駅及び周辺整備事業（川尻町地域） 安芸川尻駅及び周辺整備	市
(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	生活交通確保事業（全域） 地域住民の主要な交通手段である生活バス路線の運行経費の一部を負担し、路線の維持確保を図る。 生活交通路線維持事業（全	市

		域) 地域住民の主要な交通手段である民間バス路線に対し運行補助を行い、路線の維持確保を図る。	
		離島・生活航路確保事業（豊浜町・豊町・音戸町地域） 地域住民の唯一又は主要な交通手段である航路の運航経費の一部を補助し、航路の維持確保を図る。	市
		離島住民交通費補助事業（豊浜町・豊町地域） 地域住民の唯一の交通手段である航路の運賃の一部を補助し、住民の生活の安定を図る。	市
(10)その他		県道改良負担金 一般県道豊島線（豊浜町地域） 延長 800m（小野浦・内浦地区）	県
		県道改良負担金 主要地方道音戸倉橋線（倉橋町地域） 延長 1,000m（井木地区）	県
		県道改良負担金 一般県道倉橋大向釣士田港線（倉橋町地域） 延長 450m（本浦地区）	県
		県道改良負担金 一般県	県

	道中大迫清田線（倉橋町地域） 延長 2, 000 m（長谷地区）	
--	-------------------------------------	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

呉市公共施設等総合管理計画における、「公共施設」、「インフラ」の管理に関する基本方針と整合性を図りながら地域の活性化に資する事業を推進していきます。

6 生活環境の整備

(第5次呉市長期総合計画 政策分野3 市民生活・防災分野, 政策分野6 都市基盤分野)

(1) 現況と問題点

- 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺などに対する意識の高揚を図るとともに、地域の防犯力を高めることができます。
- 地域が一丸となって交通安全意識の高揚や交通マナーの向上を図るとともに、安全で円滑な交通環境の確保を行う必要があります。
- 市民に対して確実かつ迅速に防災気象情報や避難情報等を伝える仕組みの充実や避難所の在り方の見直しなど、避難環境の質的向上を図り、避難の実効性を高める必要があります。
- 火災件数は減少傾向にある一方、局地的な集中豪雨や大型台風、巨大地震などによる災害や、二次災害となる火災等の危険性が増しています。
- 高齢化が進むにつれ、高齢者特有の持病の悪化や転倒による負傷に係る救急要請が増加しています。
- 市民の安全・安心な生活環境を確保するため、砂防事業などを計画的に実施する必要があります。
- 台風や高潮等による浸水被害が発生しているため、浸水被害を防ぐ取組を継続して行う必要があります。
- 上下水道施設については、これまで整備した多くの施設の老朽化が進行しており、今後は、計画的に改築・更新していく必要があります。

(2) その対策

- 警察や呉市防犯連合会、自治会等の関係機関・団体と連携し、多様化する犯罪に関する情報共有や防犯活動を推進するとともに、啓発活動を通じて市民の防犯意識を高めます。また、犯罪による被害を受けた人やその家族の支援を推進します。
- 警察や呉市交通安全推進協議会、自治会等の関係機関・団体と連携し、市民の交通安全意識の向上を図るための取組を推進します。
- 避難に関する情報の伝達方法や、避難行動への協力体制の構築、避難所の配置・運営方法などの見直しや強化など、市民自らが命を守る行動につなげるための取組を推進します。
- 火災を未然に防ぐための立入検査の強化を始め、専門性の高い救急・救助隊員の育成や消防資機材の充実など消防力の強化を図ります。
- 消防・救急機能の強化としての地域防災力向上のため消防団との連携強化を図り、市民が安心して暮らすことができる環境を整えます。
- 豪雨による土石流や急傾斜地の崩壊による災害を未然に防止する取組を進め、市民の安全・安心な生活環境の確保を図ります。
- 台風や高潮等による浸水被害を防ぐため、排水ポンプ施設等の整備・更新に取り組みます。
- 将来にわたって安全・安心で安定した上下水道サービスを提供するため、効率的かつ計画的に上下水道施設の改築更新を進めます。

○下水道施設については、人口動態や地理的条件などを勘案し、効率的に整備を進めていきます。

(3) 計画（令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで（5か年））

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(2)下水処理施設 公共下水道	特定環境保全公共下水道事業（倉橋町・音戸町地域） 公共下水道整備	市	
	その他	漁業集落環境整備事業（音戸町地域） 漁業集落排水整備（田原地区） 浄化槽整備事業（全域） 浄化槽設置補助	市	
	(4)火葬場	蒲刈火葬場改良事業（下蒲刈町・蒲刈町・豊浜町・豊町地域） 火葬場施設改良	市	
	(5)消防施設	消防団小型動力ポンプ付積載車更新事業（全域） 小型動力ポンプ付積載車 消防自動車等更新事業（全域） 消防ポンプ自動車・救急自動車・救急艇等更新	市	
		耐震性防火水槽整備事業（全域） 耐震性防火水槽設置	市	
		東消防署川尻出張所整備	市	

	事業（川尻町地域） 消防署出張所整備		
	消防団倉橋地区詰所等整備事業（倉橋町地域） 消防団詰所等整備	市	
(7) 過疎地域持続的発展特別 事業 防災・防犯	住民活動助成事業（全域） L E D 防犯灯・防犯カメラ等設置補助	市	
	防災対策事業（全域） ハザードマップの作成・配布、Web 版ハザードマップの構築、防災リーダーの養成等を行い、防災対策の推進を図る。	市	
	地域井戸利活用事業（全域） 災害時協力井戸共助利活用を支援し、防災対策の推進を図る。	市	
(8) その他	浸水対策事業（下蒲刈町・蒲刈町地域） 排水ポンプ施設整備、更新	市	
	急傾斜地崩壊対策事業（全域） 急傾斜地崩壊対策工事、山腹工事等	県・市	
	通常砂防事業（全域） 砂防遊砂地等整備、護岸改良、流路改良等	県・市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

呉市公共施設等総合管理計画における、「公共施設」、「インフラ」の管理に関する基本方針と整合性を図りながら地域の活性化に資する事業を推進していきます。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(第5次呉市長期総合計画 政策分野1 子育て・教育分野、政策分野2 福祉保健分野)

(1) 現況と問題点

- 子育てや教育に係る経済的な負担や子育てへの不安、仕事との両立の悩みなどが、子どもを持ちたい若い世代の希望を実現しにくい要因の一つとなっています。
- 加齢による心身機能の低下などにより、地域との交流機会が減少することが問題となっています。地域での「支え合い」により、高齢者が地域活動に参加する取組を充実する必要があります。
- 高齢化の進展に伴い一人暮らしの高齢者が増えています。介護サービスの需要増加やフレイル※に対応した生活支援サービス提供体制の充実を図る必要があります。
- 障害の有無によって分け隔てられることなく、社会参加ができる環境を整える必要があります。

※ フレイル：高齢者の筋力や活動が低下している状態

(2) その対策

- 若い世代が安心して子どもを育てることができるよう、幼児教育・保育サービスの充実やオンライン手続による利便性の向上、子育てと仕事の両立支援など、社会全体で子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支える環境づくりに取り組みます。
- 高齢者が健全で生きがいのある生活を営むことができるよう、フレイルを防止する運動機能の維持・改善に向けた取組を推進します。また、認知機能の低下や要介護状態に進行するリスクを高める閉じこもりを防止するため、社会参加ができる環境づくりを推進します。
- 高齢者の自立支援とその家族の負担の軽減、介護離職ゼロを目指し、介護サービス基盤の充実などに取り組み、安定した介護保険制度の運営を推進します。
- 障害者が積極的に社会参加できる環境づくりを進めます。

(3) 計画（令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで（5か年））

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設 保育所 (4)介護老人保健施設 (8)過疎地域持続的発展特別 事業	下蒲刈複合福祉施設改修事業（下蒲刈町・蒲刈町・豊浜町・豊町地域） 下蒲刈介護福祉センター及び下蒲刈保育所設備改修等 公共交通利用支援事業（全域）	市	

	高齢者・障害者福祉	高齢者・心身障害者等の主要な交通手段であるバスの運賃の一部を補助し、高齢者等の社会参加の促進等を図る。	
	高齢者生きがい対策事業（全域）	高齢者が生きがいのある生活を営むことができるように、スポーツ大会の開催や生涯学習等の取組を老人クラブ連合会に委託して実施し、社会参加の促進を図る。	市
	老人クラブ連合会活動助成事業（全域）	老人クラブ連合会及び単位老人クラブの活動に対して補助金を交付し、高齢者の活動促進等を図る。	市
	その他	安芸灘大橋通行料助成事業（下蒲刈町・蒲刈町・豊浜町・豊町地域） 安芸灘地域に居住する18歳以下の者が属する世帯に対し、通行料の一部を助成し、定住・移住の促進を図る。	市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

呉市公共施設等総合管理計画における、「公共施設」、「インフラ」の管理に関する基本方針と整合性を図りながら地域の活性化に資する事業を推進していきます。

8 医療の確保

(第5次呉市長期総合計画 政策分野2 福祉保健分野)

(1) 現況と問題点

○医師や看護師などの人材確保が困難になっており、地域医療体制の維持に大きな影響を与えています。

(2) その対策

○誰もが安心して医療が受けられるよう、医師の確保や医療機器の整備など、充実した医療の提供に取り組みます。

(3) 計画（令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで（5か年））

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設 病院 その他 (3)過疎地域持続的発展特別 事業 自治体病院	医療機器・施設等整備事業 (下蒲刈町・蒲刈町・豊浜町・豊町地域) 公立下蒲刈病院医療機器整備・設備等改修 医療機器・施設等整備事業 (倉橋町・音戸町地域) 総合ケアセンターさざなみ苑医療機器整備・設備等改修 医師確保対策事業（下蒲刈町・蒲刈町・豊浜町・豊町地域） 公立下蒲刈病院において、医師を確保し、地域医療の確立を図る。	市 市 市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

呉市公共施設等総合管理計画における、「公共施設」、「インフラ」の管理に関する基本方針と整合性を図りながら地域の活性化に資する事業を推進していきます。

9 教育の振興

(第5次呉市長期総合計画 政策分野1 子育て・教育分野, 政策分野4 文化・スポーツ・生涯学習分野)

(1) 現況と問題点

- 安全・安心への関心が高まる中、学校施設の老朽化対策や設備の充実等の環境整備を進める必要があります。
- 家庭環境など様々な要因により支援を必要とする子どもたちを支えるため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい取組を行う必要があります。
- ＩＣＴ等の進歩や英語教育など時代に応じた学びを支える環境を整備することで、それらを社会で活用できる児童・生徒を育成する必要があります。
- 文化財や伝統文化は、地域のアイデンティティを形成するものとして重要性を増しています。市民が郷土の歴史や文化に対する理解を深めるとともに、地域全体で保存・活用を推進し、次世代に継承していくことが求められています。
- 娯楽の多様化により、子どもたちの興味や関心は広範囲に分散するとともに、少子化によって子どもの競技人口は減少傾向にあります。競技スポーツを振興していくために、未来を担うトップアスリート人材の発掘や育成を行っていく必要があります。

(2) その対策

- 学校施設の老朽化対策や改良を計画的に進めるとともに、登下校時の安全確保や就学支援、通学支援などに取り組むことにより、子どもたちが安全・安心に学ぶことができる教育環境の充実を図ります。
- 一人ひとりに個別最適化された学びへのＩＣＴの積極的な活用や情報活用能力を高める学びを推進します。
- 郷土の歴史や文化を学ぶことのできる文化財や伝統文化を貴重な地域資源として適切に保存し、途切れることなく継承していきます。
- 大学が有する専門知識や先端技術、トップアスリート人材を活用することで、より効果的な児童・生徒のスポーツ能力の向上、多様なニーズに対応できる質の高い指導者の育成と指導力の向上に取り組みます。

(3) 計画（令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで（5か年））

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	公立学校施設整備事業（豊浜町・倉橋町・音戸町・川尻町地域） 豊浜中学校、明徳中学校、川尻小学校改修等	市	

		小中学校空調設備整備事業（全域） 空調設備整備	市
	その他	コンピュータ利用教育推進事業（全域） 教育用コンピュータの整備	市
(3)集会所、体育施設等 体育施設		大浦崎スポーツセンター整備事業（音戸町・倉橋町地域） テニスコート改修等	市
(4)過疎地域持続的発展特別 事業 義務教育		通学支援事業（全域） 公共交通機関による通学が困難な児童・生徒を対象にスクールバス（スクールタクシー）を運行するとともに、遠距離等の理由で公共交通機関を利用する児童・生徒に対しては通学費の一部を補助することで、安全な通学手段の確保を図る。	市
		ICT 支援員派遣事業（全域） タブレット端末を活用した授業や研修、機器の管理をサポート、市立小中学校へ ICT 支援員を派遣し、学校教育における ICT 化の推進を図る。	市
		文化・芸術体験活動事業（全域） 児童に、地域の文化や歴史に触れる体験をさせて、豊かな感性や郷土を愛する心の育成を図る。	市

	生涯学習・スポーツ	自動車図書館事業（下蒲刈町・蒲刈町・豊浜町・豊町・倉橋町・音戸町地域） 島しょ部への自動車図書館を運行し、図書館事業の推進を図る。	市	
--	-----------	--	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

呉市公共施設等総合管理計画における、「公共施設」、「インフラ」の管理に関する基本方針と整合性を図りながら地域の活性化に資する事業を推進していきます。

10 集落の整備

(第5次呉市長期総合計画 政策分野3 市民生活・防災分野, 政策分野6 都市基盤分野)

(1) 現況と問題点

- 急速な人口減少が進み、集落の維持が、困難になることが想定されています。人口減少に対応したまちづくりを行う必要があります。
- 高齢化や人口減少、地域活動への関心の低下により、まちづくりの担い手が不足しています。市民一人ひとりが地域社会に関心を持ち、自らがまちづくりの主体であると認識し、自発的に行動することが求められています。(再掲)

(2) その対策

- 誰もが安心して住み続けられる魅力あふれるまちを実現するため、地域に必要な生活サービス施設や地域コミュニティの確保を図ります。
- 市民協働による自主的で自立したまちづくりを進めるため、移住者や関係人口を含め、自発的に地域に関わろうとする多様な担い手の参画や育成をサポートします。(再掲)

(3) 計画 (令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで(5か年))

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	地域コミュニティ活動支援事業（全域） 住民が自主的に取り組む地域コミュニティ活動を支援し、住民主体による集落の維持・整備等を図る。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

呉市公共施設等総合管理計画における、「公共施設」、「インフラ」の管理に関する基本方針と整合性を図りながら地域の活性化に資する事業を推進していきます。

1.1 地域文化の振興等

(第5次呉市長期総合計画 政策分野4 文化・スポーツ・生涯学習分野)

(1) 現況と問題点

- 文化財や伝統文化は、地域のアイデンティティを形成するものとして重要性を増しています。市民が郷土の歴史や文化に対する理解を深めるとともに、地域全体で保存・活用を推進し、次世代に継承していくことが求められています。(再掲)
- 健康意識の高まりや余暇の過ごし方の変化に伴い、スポーツに対する市民ニーズが多様化しています。
- 老朽化したスポーツ施設の設備やトレーニング機器等は、利用者のニーズに十分に対応できていない状況にあります。施設を快適に利用できるよう、設備や機能の充実を図り、サービスの向上に取り組む必要があります。
- 過疎地域ならではの恵まれた自然環境を活用したスポーツによる地域の活性化を図る必要があります。

(2) その対策

- 文化財保存活用地域計画を策定し、これに基づいて、郷土の歴史や文化を学ぶことのできる文化財や伝統文化を貴重な地域資源として適切に保存し、途切れることなく継承していきます。(再掲)
 - 一人ひとりのニーズやライフステージに応じて、誰もが目的に応じたスポーツに取り組める機会を創出するため、大学や総合型地域スポーツクラブ※等との連携を強化し、指導者の確保・育成に取り組みます。
 - 呉市公共施設等総合管理計画に基づき、スポーツ施設の特性や地域の実情、利用実態等を踏まえ、利用者のニーズに応じた設備の整備と機能の充実によるサービスの向上に取り組みます。
 - 瀬戸内海の多島美等の地域ならではの資源を活用したスポーツのブランディングを行い、スポーツによる地域の活性化を図っていきます。
- ※ 総合型地域スポーツクラブ：従来の單一種目型、一定の年齢層を対象としたスポーツクラブと異なり、複数の種目において子どもから高齢者まで様々なスポーツを愛好する人が参加できる、自主運営の会員制スポーツクラブ

(3) 計画（令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで（5か年））

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設	蘭島文化振興施設改修事業（下蒲刈町地域） 建物改修等	市	

	<p>若胡子屋復元事業（豊町地域）</p> <p>若胡子屋補修（御手洗地区）</p> <p>重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業（豊町地域）</p> <p>建造物等保存修理（御手洗地区）</p> <p>満舟寺石垣改修事業（豊町地域）</p> <p>石垣・土塀等改修</p>	市	
(2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	<p>日本遺産等魅力発信事業（全城）</p> <p>日本遺産（鎮守府、北前船）や世界の記憶（朝鮮通信使）の魅力発信、日本遺産WEEKや公認ガイド養成講座等を行い、日本遺産等を活用した地域の活性化を図る。</p>	市	
(3)その他	<p>呉・瀬戸内スポーツブランディング推進事業（下蒲刈町・蒲刈町・豊浜町・豊町・倉橋町地域）</p> <p>地域特有の資源を生かしたスポーツのブランド化による地域の活性化を図る。</p>	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

呉市公共施設等総合管理計画における、「公共施設」、「インフラ」の管理に関する基本方針と整合性を図りながら地域の活性化に資する事業を推進していきます。

1.2 再生可能エネルギーの利用促進

(第5次呉市長期総合計画 政策分野7 環境分野)

(1) 現況と問題点

○国は、令和32年(2050年)までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しており、各地方公共団体においても脱炭素に向けた取組を推進することが求められています。

(2) その対策

○再生可能エネルギーの普及促進や低炭素型の都市・地域づくりなど脱炭素に向けた取組を推進します。

(3) 計画 (令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで(5か年))

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の促進	(2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギーの利用	脱炭素社会推進事業（全域） 脱炭素社会の実現に向け、呉市の地理的要因、産業構造を踏まえた次世代エネルギーの利活用・普及促進等の基礎調査を行い、呉市が経済と環境の好循環を生み出すために取り組むべき方向性について研究。再生可能エネルギーの導入等による、脱炭素社会の推進を図る。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

呉市公共施設等総合管理計画における、「公共施設」、「インフラ」の管理に関する基本方針と整合性を図りながら地域の活性化に資する事業を推進していきます。

1.3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(第5次呉市長期総合計画 政策分野3 市民生活・防災分野, 政策分野7 環境分野)

(1) 現況と問題点

- 高齢化や人口減少、地域活動への関心の低下により、まちづくりの担い手が不足しています。市民一人ひとりが地域社会に関心を持ち、自らがまちづくりの主体であると認識し、自発的に行動することが求められています。(再掲)
- 美しく風格ある国土の形成に寄与する過疎地域が有する機能を維持していくため、多様な生態系を守り、森林や水辺などの豊かな環境を適正に管理していく必要があります。

(2) その対策

- 自治会を始めとした地域コミュニティが行う地域の課題解決や魅力的なまちづくりに向けた取組を支援することを通して、地域の活性化を図ります。
- 過疎地域が有する機能を維持していくため、藻場の創出、自然海岸の保全活動、農村環境の保全や森林整備等を推進し、豊かな環境を次世代に引き継いでいきます。

(3) 計画 (令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで(5か年))

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		<p>ゆめづくり地域協働プログラム（全域）</p> <p>各地区のまちづくり協議会等が策定した地域まちづくり計画に基づく事業等を支援し、自立した地域経営の推進を図る。</p> <p>地域パートナーシップ支援事業（仮称）（全域）</p> <p>市内で活動する各種団体が行う地域活性化に資する事業等を支援し、地域活動の維持と発展を図る。</p> <p>清掃活動支援事業（全域）</p> <p>干潟などの保全につながる海浜清掃活動を支援</p>	市	

し、地域の自然の保全と豊かな環境の承継を推進する。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

呉市公共施設等総合管理計画における、「公共施設」、「インフラ」の管理に関する基本方針と整合性を図りながら地域の活性化に資する事業を推進していきます。